破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８４号
函館市山の手３丁目31番１号
債務者　奥寺眞奈美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６３号
函館市富岡町３丁目１番１―403号
債務者　波多　雅広
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６４号
北海道茅部郡森町字港町65番地の７
債務者　栗原　　正
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６号
北海道島牧郡島牧村字原歌町114番地１
債務者　中山　一昭
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６９号
北海道北斗市向野２丁目２番19号
債務者　宮城　昌子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４９２号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘４棟203号
債務者　神原　昭子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６２号
愛知県春日井市西尾町353番地196
債務者　森本　祐光
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４号
和歌山県東牟婁郡古座川町大川1034番地２
債務者　松尾建設こと　松尾　信作
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第４６１号
名古屋市名東区貴船３丁目303番地　第３マンダイマンション302号
債務者　宮本　順子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２４号
名古屋市昭和区石仏町１丁目37番地　サニーサイドⅡ４Ａ号
債務者　髙木麻衣子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９６号
名古屋市南区中割町３丁目13番地の２
債務者　北城　明彦
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９７号
名古屋市昭和区鶴舞３丁目12番13号　マンション鶴舞415号
債務者　我房こと　青沼　頼義
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２９号
名古屋市名東区猪子石原３丁目201番地　サンティビル305号
債務者　ＰＬＵＭＥＲＩＡこと　橋本　　明
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７号
愛知県刈谷市小垣江町水附45番地３　リバティーヒルズ柘植１Ｅ号
債務者　江嶋千賀子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６号
和歌山県御坊市名田町楠井563番地
債務者　山野　政男
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第８６号
岡山県倉敷市連島町連島4177番地９
債務者　岡田　勝利
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
岡山県倉敷市連島町連島4177番地９
債務者　岡田美千子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
岡山県倉敷市水島北亀島町８番５―407号
債務者　間柴　智子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係